

宮城県公報

行 政
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

訓 令 甲

人事委員会

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	一
○人事委員会規則七〇(給料等の支給)の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則七〇(期末手当)の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則七〇(勤勉手当)の一部を改正する規則	五
○人事委員会規則七〇(管理職手当)の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則七〇(へき地手当等)の一部を改正する規則	七
○人事委員会規則七〇(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則	八
○人事委員会規則七〇(初任給調整手当)の一部を改正する規則	八
○人事委員会規則七〇(地域手当)の一部を改正する規則	九
○人事委員会規則七〇(住居手当)の一部を改正する規則	九
○人事委員会規則七〇(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則	九
○人事委員会規則七〇(扶養手当)の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則七〇(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則八〇(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則	一一
○人事委員会規則一一〇(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員)の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	一一

(人事課)

ページ

訓 令 甲

○人事委員会の権限(給料等の支給)の一部委任の一部を改正する告示
○人事委員会の権限(特勤勤務手当等)の一部委任の一部を改正する告示

一一
一一

○宮城県訓令甲第二十三号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	129,800	181,600	203,400	250,900	280,400
	2	130,700	183,100	204,800	252,100	282,300
	3	131,700	184,600	206,300	253,200	284,100
	4	132,600	186,100	207,600	254,400	285,900
	5	133,600	187,400	208,900	255,300	287,700
	6	134,600	188,900	210,300	256,600	289,500
	7	135,700	190,300	211,700	257,700	291,300
	8	136,700	191,700	213,100	258,900	293,100
	9	137,500	193,100	214,500	260,000	294,700
	10	138,500	194,300	216,100	261,100	296,500
	11	139,500	195,600	217,700	262,300	298,200
	12	140,600	196,700	219,100	263,600	300,000
	13	141,400	197,900	220,500	264,600	301,500
	14	142,400	199,000	222,000	265,700	303,200
	15	143,400	200,100	223,500	266,700	304,800
	16	144,400	201,200	224,800	267,700	306,400
	17	145,500	202,300	225,700	268,800	307,900
	18	146,700	203,400	226,500	270,000	309,500
	19	147,900	204,400	227,400	271,100	311,100
	20	149,200	205,400	228,400	272,000	312,800
	21	150,300	206,500	229,300	273,000	313,900
	22	151,500	207,600	230,800	274,100	315,300
	23	152,700	208,700	232,100	275,200	316,700
	24	153,900	209,700	233,200	276,200	318,200
	25	155,100	210,600	234,800	277,200	319,500
	26	156,600	211,500	236,100	278,300	321,000
	27	158,100	212,200	237,400	279,400	322,400
	28	159,600	213,100	238,700	280,500	323,800
	29	161,000	214,000	239,700	281,400	325,400
	30	162,500	215,200	240,900	282,500	326,600
	31	164,100	216,200	242,200	283,500	327,900
	32	165,600	217,100	243,400	284,500	329,100
	33	167,100	217,800	244,500	285,300	330,200
	34	168,900	219,000	245,800	286,200	331,100
	35	170,700	220,200	246,900	287,100	332,200
	36	172,500	221,400	248,100	288,200	333,400
	37	174,300	222,100	249,500	288,800	334,500
	38	176,000	223,300	250,700	289,700	335,600
	39	177,800	224,500	252,000	290,600	336,600
	40	179,500	225,600	253,300	291,600	337,600
	41	181,100	226,500	254,300	292,300	338,600
	42	182,500	227,700	255,600	293,300	339,600
	43	183,900	228,700	256,700	294,300	340,600

	44	185,300	229,800	258,000	295,200	341,600
	45	186,800	230,900	258,900	295,900	342,500
	46	188,200	232,000	260,000	296,800	343,500
	47	189,600	233,100	261,200	297,700	344,500
	48	191,000	234,200	262,200	298,600	345,500
	49	192,400	235,200	263,500	299,300	346,400
	50	193,600	236,300	264,700	299,900	347,300
	51	194,700	237,400	265,900	300,600	348,300
	52	195,900	238,600	266,800	301,400	349,100
	53	197,000	239,700	267,800	302,000	349,900
	54	198,100	240,700	268,900	302,800	350,700
	55	199,200	241,600	270,100	303,500	351,500
	56	200,300	242,400	271,300	304,200	352,200
	57	201,400	243,300	272,100	304,900	352,900
	58	202,400	244,300	273,100	305,700	353,700
	59	203,400	245,300	274,200	306,500	354,500
	60	204,400	246,200	275,200	307,200	355,200
	61	205,500	247,100	276,300	307,800	355,900
	62	206,500	248,000	277,500	308,500	356,600
	63	207,400	249,000	278,300	309,200	357,300
	64	208,300	249,900	279,400	309,900	358,000
再任	65	209,000	250,700	280,200	310,400	358,600
用職	66	209,800	251,500	281,000	310,900	359,100
員以	67	210,500	252,300	281,800	311,500	359,600
外の	68	211,300	253,000	282,600	312,100	360,100
職員	69	211,700	253,800	283,300	312,700	360,500
	70	212,300	254,400	284,100	313,100	
	71	212,600	254,800	284,900	313,600	
	72	213,200	255,200	285,600	314,100	
	73	213,400	255,400	286,400	314,400	
	74	214,000	255,800	287,100	314,900	
	75	214,500	256,300	287,900	315,400	
	76	215,300	256,800	288,700	315,800	
	77	215,500	257,200	289,300	316,000	
	78	216,200	257,600	289,800	316,300	
	79	216,700	258,100	290,300	316,600	
	80	217,300	258,600	290,700	316,900	
	81	218,000	258,900	291,200	317,200	
	82	218,500	259,200	291,600	317,500	
	83	219,100	259,500	292,100	317,800	
	84	219,800	259,800	292,600	318,100	
	85	220,500	260,000	293,000	318,300	
	86	221,000	260,200	293,600	318,700	
	87	221,500	260,500	294,200	319,000	
	88	222,200	260,800	294,800	319,300	
	89	222,700	261,000	295,100	319,500	
	90	223,300	261,200	295,600	319,800	
	91	223,900	261,600	296,100	320,100	

92	224,400	261,800	296,500	320,400	
93	224,800	262,100	296,900	320,600	
94	225,300	262,600	297,400	320,900	
95	225,800	262,900	297,900	321,200	
96	226,300	263,200	298,400	321,400	
97	226,800	263,400	298,700	321,600	
98	227,300	263,700	299,100	321,900	
99	227,800	263,900	299,600	322,200	
100	228,300	264,200	300,100	322,400	
101	228,700	264,500	300,500	322,600	
102	229,200	264,700	300,900		
103	229,800	265,000	301,200		
104	230,400	265,300	301,500		
105	230,800	265,500	301,800		
106	231,300	265,700	302,200		
107	231,600	266,000	302,600		
108	232,000	266,200	303,000		
109	232,200	266,500	303,300		
110	232,600	266,800	303,700		
111	233,100	267,100	304,100		
112	233,600	267,300	304,400		
113	233,800	267,500	304,600		
114	234,400	267,800	304,900		
115	234,900	268,000	305,300		
116	235,400	268,200	305,500		
117	235,700	268,500	305,700		
118	236,100	268,800	306,000		
119	236,500	269,100	306,300		
120	236,900	269,400	306,500		
121	237,300	269,500	306,700		
122		269,800	307,000		
123		270,100	307,300		
124		270,400	307,500		
125		270,500	307,700		
126		270,800	308,000		
127		271,100	308,300		
128		271,400	308,500		
129		271,500	308,700		
130		271,800	309,000		
131		272,100	309,300		
132		272,400	309,500		
133		272,500	309,700		
134		272,800			
135		273,100			
136		273,400			
137		273,500			
再任用職員	194,600	205,800	224,400	245,300	276,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成二十九年十二月二十二日から施行し、改正後の単純労務職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。
- （給与の内払）
- 2 新規程の規定を適用する場合には、改正前の単純労務職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

〇人事委員会規則七〇—十九

人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「又は」を「、」に改め、「第十五条の二第三項」の下に「、修学部分休業条例第三条又は高齢者部分休業条例第三条」を加え、「に対応する額、及び地域手当に対応する額」を「（給料の調整額及び教職調整額を含む）、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）、特地勤務手当（給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。）、へき地手当（給与条例第二十一条の五の規定による手当を含む。）、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下この項において「給料等」という。）」に、「給料及び地域手当」を「給料等」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九条を次のように改める。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第九条 給与条例第十七条の人事委員会規則で定める時間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における職員勤務時間条例第十一条又は学校職員勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に七時間四十五分を乗じて得た時間とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、当該時間に当該各号に定める数を乗じて得た時間とする。

一 育児短時間勤務職員等（職員勤務時間条例第二条第二項及び学校職員勤務時間条例第三条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。） 職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 再任用短時間勤務職員（職員勤務時間条例第二条第三項及び学校職員勤務時間条例第三条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。） 職員勤務時間条例第二条第三項又は学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

三 任期付短時間勤務職員（職員勤務時間条例第二条第四項及び学校職員勤務時間条例第三条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。） 職員勤務時間条例第二条第四項又は学校職員勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

〇人事委員会規則七十四—三十

人事委員会規則七十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七十四（期末手当）の一部を次のように改正する。

第九条後段を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会
委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―四十一―二十六

人事委員会規則七―四十(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―四十一(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会
委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―四十一―二十六

人事委員会規則七―四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―四十一(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第六条関係)

期間の区分	職員の区分		2項職員
	1種	1項職員 2種	
1年未満	円 414,300	円 368,400	円 308,300
1年以上 2年未満	414,300	368,400	308,300
2年以上 3年未満	414,300	368,400	308,300
3年以上 4年未満	414,300	368,400	308,300
4年以上 5年未満	414,300	368,400	308,300
5年以上 6年未満	414,300	368,400	308,300
6年以上 7年未満	414,300	368,400	308,300
7年以上 8年未満	414,300	368,400	308,300
8年以上 9年未満	414,300	368,400	308,300
9年以上 10年未満	414,300	368,400	308,300
10年以上 11年未満	414,300	368,400	308,300
11年以上 12年未満	414,300	368,400	308,300
12年以上 13年未満	414,300	368,400	308,300
13年以上 14年未満	414,300	368,400	308,300
14年以上 15年未満	414,300	368,400	308,300
15年以上 16年未満	414,300	368,400	308,300
16年以上 17年未満	409,900	364,400	305,000
17年以上 18年未満	405,500	360,400	301,700
18年以上 19年未満	401,100	356,400	298,400
19年以上 20年未満	396,700	352,400	295,100
20年以上 21年未満	392,300	348,400	291,800
21年以上 22年未満	372,900	331,500	278,000
22年以上 23年未満	353,100	314,300	264,000
23年以上 24年未満	333,800	297,600	250,500
24年以上 25年未満	314,400	280,700	236,600
25年以上 26年未満	294,900	263,800	222,900
26年以上 27年未満	272,200	243,000	205,300
27年以上 28年未満	250,000	222,600	188,200
28年以上 29年未満	227,600	202,200	170,900
29年以上 30年未満	204,800	181,400	153,300
30年以上 31年未満	180,000	159,500	135,300
31年以上 32年未満	155,100	137,600	117,000
32年以上 33年未満	130,500	115,900	99,100
33年以上 34年未満	92,400	84,000	73,100
34年以上 35年未満	57,100	54,200	48,800

備考

- この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

五項を同条第四項とする。

第六条から第六条の三までを削る。

第七条中「若しくは第六条」及び「若しくは前条」を削り、同条を第六条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九九(扶養手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七一九九一六

人事委員会規則七一九九(扶養手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七一九九(扶養手当)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(行政職給料表の九級以上の職員に相当する職員)

第一条の二 給与条例第十条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

(行政職給料表の八級の職員に相当する職員)

第二条の二 給与条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(平成二十九年改正条例附則第六項から第八項までの規定が適用される間の読替え)

2 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、第三条中「給与条例第十一条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十九年条例第五十九号) 附則第六項から第八項までの規定により読み替えられた給与条例第十一条第一項」とする。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十九年条例第五十九号) 附則第八項の

規定により読み替えられた給与条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一二二(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七一二二一五

人事委員会規則七一二二(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七一二二(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)の一部を次のように改正する。

第二項を削り、第一項の項番号を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則八一七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則八一七一十五

人事委員会規則八一七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)に基づき、人事委員会規則八一七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三項の次に次の一条を加える。

(育児休業条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合)

第三条の二 前条の規定は、育児休業条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、第三条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十九年十二月二十二日から施行する。

人事委員会規則十二一〇(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十二一〇―五

人事委員会規則十二一〇(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年宮城県条例第六号)に基づき、人事委員会規則十二一〇(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を次のように改める。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、給与条例第五条第五項の規定により標準号俸数(同条第六項に規定する規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号俸数をいう。)を昇給するものとし、当該一般の派遣職員に係る成績率(規則七―十五(勤勉手当)第六条に規定する成績率をいう。)は、同条第一号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第二号

人事委員会は、人事委員会規則二一二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成二十七年人事委員会告示第八号(人事委員会の権限(給料等の支給)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

一 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年宮城県条例第六十四号)」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十九年宮城県条例第五十九号)」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十九年十二月二十二日

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二一二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、昭和四十五年人事委員会告示第四号(人事委員会の権限(特勤勤務手当等)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

一 二の(三)中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、二の(四)中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改め、二の(五)中「第十一条」を「第十条」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成三十年四月一日